

【1】 発生源対策の実施状況

ア 廃棄物焼却施設に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法で定められている特定事業場は、これら特定事業場を対象に計画的に立入検査等を行っています。
県域内に373事業場（平成13年3月末現在）あり、

平成13年度監視指導について

（届出事業場数は、平成13年3月末現在）

	届出事業場数	立入検査件数	文書による指導件数	測定分析件数
特定事業場*	373	324	41	19
大気規制基準適用事業場	316	279	41	17
水質規制基準適用事業場	57	45	0	2

（*横浜市、川崎市及び横須賀市の区域を除く）

イ 廃棄物焼却施設の改善状況

既存の廃棄物焼却施設は、ダイオキシン法や廃棄物処理法に基づき、その構造や排出ガス中のダイオキシン濃度を平成14年12月から新しく適用される恒久対策基準（→29ページ）に適合させる必要があります。このため、市町村等の一般廃棄物焼却施設や民間事業者が設置する産業廃棄物焼却施設では、バグフィルターなどの排ガス処理設備を設置す

るなど、施設改善を行ってきました。

こうした取り組みの結果、市町村等の一般廃棄物焼却施設は、43施設のうち休止または廃止予定の5施設を除く38施設が、また、同様に産業廃棄物焼却施設は、80施設のうち69施設が恒久対策基準に適合しています。（平成14年11月末現在）

ウ 河川調査結果を踏まえて行った汚染源究明調査

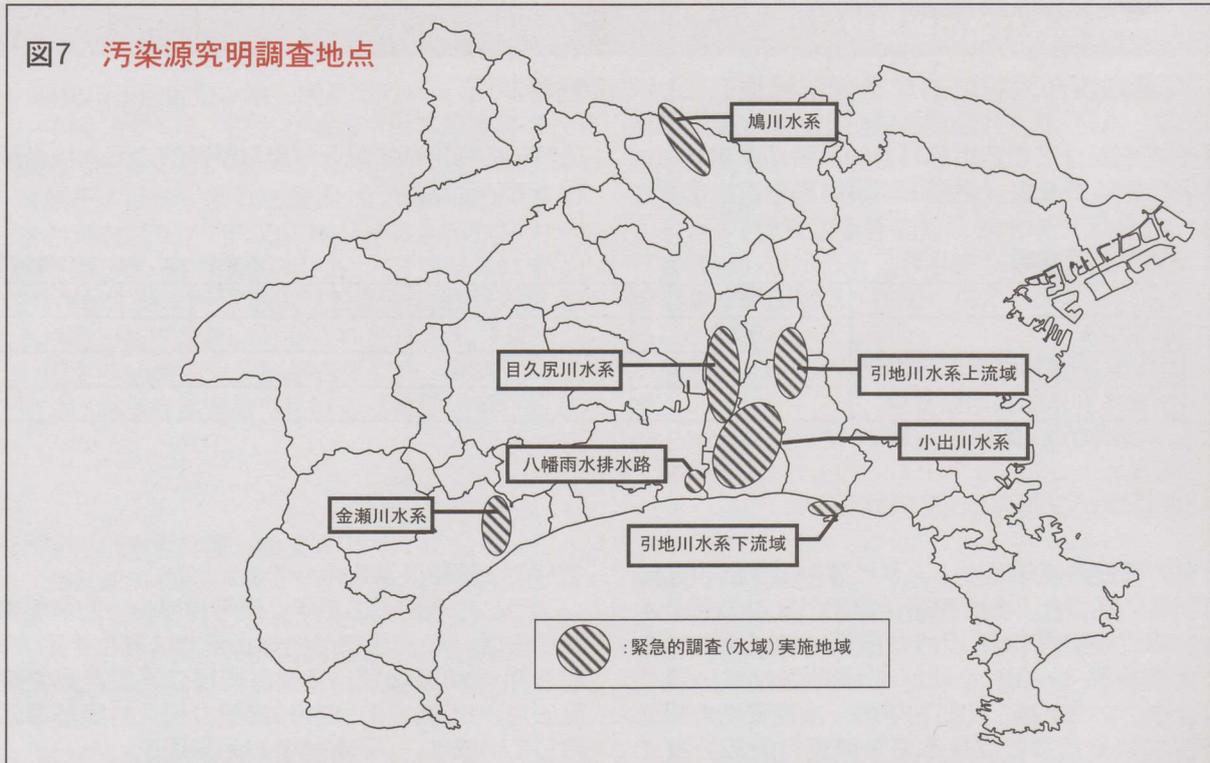
平成12年度に実施した緊急河川調査において水質環境基準値を超えた地点の上流域や引地川上流域では、汚染源究明のため周辺地域に存在する事業場等

を対象に立入検査等を実施し、また河川の詳細な分析調査を行いました。（→24ページ）

平成13年度に実施した汚染源究明調査（図7）

- 引地川上流（綾瀬市内）
- 引地川下流（藤沢市内）
- 鳩川水系（相模原市内）
- 八幡雨水排水路（平塚市内）
- 金瀬川水系（小田原市内）
- 小出川水系（茅ヶ崎市内）
- 目久尻川水系（藤沢市・海老名市・寒川町内）

図7 汚染源究明調査地点



エ ダイオキシン法に基づく自主測定

ダイオキシン法第28条第1項から第3項の規定に基づき、廃棄物焼却炉等の設置者は、設置した施設の排出ガス等のダイオキシン類濃度を毎年1回以上自主測定し、その結果を知事（横浜市、川崎市及び横須賀市にあっては市長）に報告することとされています。また、知事は、同条第4項の規定に基づき、

報告を受けた測定結果を公表することとされています。県では、平成14年9月30日までに報告のあったダイオキシン類自主測定結果をとりまとめ、県のホームページ上で公表しました。その概要は次のとおりです。

- 平成13年4月1日から平成14年9月30日までの間に、ダイオキシン類の特定施設を設置していた325の事業者のうち、190の事業者から報告がありました。
- 排出ガスについては、0~57ng-TEQ/m³N、排水については、0~11pg-TEQ/L、「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」については、0~33ng-TEQ/gの範囲でした。
- 排出等の基準（→29ページ）の適合状況としては、「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」の処分基準の新設の基準値3ng-TEQ/gを超えたものが2件（22ng-TEQ/g、3.3ng-TEQ/g）あったため、ばいじんの管理、処分方法の適正化等の指導を行いました。そのほかには、排出等の基準を超えたものはありませんでした。
- 未報告の事業者に対しては、引き続き、立入検査の実施などを通じて報告するよう求めています。
- また、法施行時にすでに設置されていた既存の施設については、平成14年12月1日以降、排出ガスの排出基準及び「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」の処分基準が、また平成15年1月15日以降、排水の排出基準が、それぞれ強化されますが、これらの基準に適合しない31件（うち処分基準のみ不適合15件）については基準に適合するよう、指導を継続していきます。

なお、以上の自主測定の結果は、県の各地区行政センター環境部の窓口で誰でも閲覧することができます。また、ダイオキシン法政令市である横浜市、

川崎市及び横須賀市においても、同様の公表をインターネットで行っています。（→アドレスは最終ページ）

オ 廃棄物焼却施設の解体工事への対応

国においては、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定したところです。

一方、廃棄物処理法、ダイオキシン法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、廃棄物焼却施設の設置手続き及び構造・維持管理に関する基準を設けていますが、解体工事について特段の定めをし

ておりません。

こうしたことから、廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を策定し、平成13年12月1日から施行しています。なお、保健所を設置する市（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市）においても要綱等を策定し、平成14年4月現在で県内全域でほぼ同様の取組みを行っています。

【要綱の概要】

(1) 目的

廃棄物焼却施設の解体工事においてダイオキシン類及び重金属類等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じるおそれのある周辺環境への汚染を未然に防止するとともに工事によって発生する廃棄物の適正処理を目的とする。

(2) 適用範囲

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）別表第1に掲げる第51号の作業に係る廃棄物焼却炉を有する焼却施設において行われる解体工事について適用する。

※廃棄物焼却炉：次のいずれかに該当するもの

- ・火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上であるもの
- ・焼却能力が1時間あたり50キログラム以上であるもの
- ・一次燃焼室の容積が0.8立方メートル以上であるもの

なお、「焼却施設」とは、廃棄物を焼却するための施設の廃棄物の投入口又は供給設備（前処理設備を含む。）から煙突までの総体（排水処理設備、灰ピット、灰処理設備等の附帯設備を含む。）であって、使用していた施設及び現に使用している施設をいい、「解体工事」とは、焼却施設に係る次に掲げる工事です。

- ア 焼却施設の全体を撤去するための解体の工事
- イ 焼却施設の一部の除却及び当該除却部分の解体の工事

(3) 解体工事計画書の提出

解体工事を行う焼却施設の設置者又は管理者であって解体工事を発注する事業者は、解体工事を行う14日前までに、解体工事計画書を各地区行政センター所長あてに提出する。

(4) 要綱の骨子

解体工事にあたっては、次の措置を実施することとする。

ア 周辺環境汚染防止対策について

焼却施設の解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、工事に伴って生じる排気、汚水等による周辺環境汚染を防止するための措置を講ずること。

イ 廃棄物の保管及び適正処理について

焼却施設の解体工事によって発生する廃棄物の飛散及び流出を防止するとともに、適正処理を実施すること。

ウ 周辺環境の状況調査について

解体工事を行う焼却施設の周辺環境の状況を把握するために土壌等の環境調査を行うこと。

エ 情報提供について

解体工事を行う焼却施設の近隣住民に対して情報の提供に努めること。

(5) 要綱を適用する地域

保健所を設置する市（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市）の地域を除く地域

(6) 施行日：平成13年12月1日

■ 廃棄物処理の現状 ■

一般廃棄物の排出量は、平成12年度で393万トンあり、再生利用された量は56万トンで、60万トンが最終処分されました。

一般廃棄物は、事業所からのごみが増加していることなどから、人口の増加を上回って増えていますが、再生利用が進んだため、最終処分量は昭和62年度に比べると20%減少しています。

産業廃棄物の排出量は、平成10年度で1,845万トンあり、再生利用された量は670万トンで217万トンが最終処分されました。

産業廃棄物については、排出量が昭和62年度から20%減少してきた中で、再生利用・減量化の割合は同水準で維持され、最終処分量は40%減少しています。

【排出量等の推移】

(量：万トン)

	昭和62年度			平成5年度			平成10年度			平成12年度		
	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数
一般廃棄物	307	100%	100	353	100%	115	374	100%	122	393	100%	128
再生利用量	16	5%	100	31	9%	194	47	13%	294	56	14%	350
減量化量	216	70%	100	249	70%	115	266	71%	123	277	71%	128
最終処分量	75	25%	100	73	21%	97	61	16%	81	60	15%	80
人口(万人)	768		100	819		107	839		109	849		111
世帯(万世帯)	263			303		115	325		124	334		127

(量：万トン)

	昭和62年度			平成5年度			平成10年度		
	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数
産業廃棄物	2,299	100%	100	2,040	100%	89	1,845	100%	80
再生利用量	854	37%	100	707	35%	83	670	36%	78
減量化量	1,085	47%	100	1,086	53%	100	958	52%	88
最終処分量	360	16%	100	247	12%	69	217	12%	60

出典：神奈川県廃棄物処理計画（平成14年3月策定）

■ 廃棄物問題の今後の対策の方向性 ■

県では、平成9年3月に「かながわ新総合計画21」を策定して、その中で「良好な環境に恵まれた豊かな成熟社会」を築き、持続していくために県民、企業、団体、市町村・県などが協働して、ものの生産から流通、消費、廃棄に至る各段階における仕組みや行動を見直し、「環境立県かながわ」にふさわしい資源循環型社会の構築を目指すこととしています。

廃棄物問題については、「県内処理100%」を目標

に掲げ、第一に廃棄物の排出抑制の推進、次に再利用、再生利用の推進、そして、最後に残った廃棄物を適正に処理することを基本に諸対策を進めることにしています。

県ではこうした道筋を具体的に示し、廃棄物問題に対するさまざまな課題に対応するため、平成14年3月に一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする「廃棄物処理計画」を策定しました。

■ 廃棄物処理計画の概要 ■

○ 計画の対象等

一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする廃棄物に関する総合的な計画で、平成27年度を展望した施策の方向を定めるとともに、14～18年度までの事業計画を定めています。

○ 計画目標

廃棄物県内処理100%を基本目標とし、その実現に向けて、排出量、再生利用量、最終処分量等の目標や、事業目標（①海洋投入処分原則ゼロ②未処理埋立処分原則ゼロ③PCB廃棄物の100%処理）を設定しています。

○ 計画目標を達成するための8つの施策

- 排出抑制の推進
- 安全・安心な廃棄物処理体制の整備
- 環境関連技術の研究、開発の推進と環境産業の振興
- 循環的利用の推進
- 不適正処理の防止
- 各リサイクル法の推進
- し尿処理対策の推進
- 県民、事業者との協働

※ 廃棄物処理計画は、廃棄物対策課や県ホームページ等でご覧いただけます

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/syorikeikaku/index.htm>

■ 県内自治体の取組（平成13年度） ■

ここでは、ダイオキシン法の政令市である横浜市、川崎市及び横須賀市の取組を紹介します。

	環境モニタリング	監視指導	その他
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気調査 定点測定： 18地点 (年4回測定) ○水質調査 定点測定： 河川11地点、 海域7地点、 地下水9地点 (年1回測定) ○底質調査 定点測定： 河川11地点、 海域7地点 (年1回測定) ○土壌調査： 68地点 (年1回測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ①民間焼却施設に対する指導 法令に基づく規制指導を実施するとともに、次のような立入調査を行っています。 ・大型焼却炉…排出ガス、焼却灰、集じん灰調査(24施設) ・周辺大気調査(10施設) ・小規模焼却炉…排出ガス、焼却灰調査(15施設) ・事業場排水調査(34事業場) ②産業廃棄物最終処分場に対する指導 浸出水、放流水について7検体、周辺地下水について14検体の調査を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の焼却施設における対応 焼却工場では、高温焼却と連続運転を実施するとともに、排出ガス処理設備によりダイオキシン類の排出量を削減しています。また、平成14年12月以降の基準1ng-TEQ/m³を達成するために、計画的に改修工事等を実施しています。 ○環境科学研究所における測定分析・調査 環境科学研究所では、次のような測定分析・調査・研究を行っています。 ・大気、水質、土壌、底質の分析 ・地下水の分析 ・粉じんの粒径別含有量調査など ○公表及び啓発 ①広報パンフレットの作成配布 ②測定結果の公表 環境調査及び事業所での自主測定結果などを、市インターネットのホームページ等により公表しています。
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気調査 3か所 (年4回測定) ○ごみ処理センター周辺環境大気調査 28地点 (年2回測定) ○水質調査 海域7地点、 河川7地点、 地下水3地点 (年1回測定) ○底質調査 海域7地点、 河川2地点 (年1回測定) ○土壌調査 市内公園9地点 (年1回測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ①公共施設への指導 市が保有する燃焼能力50kg未満の小型焼却炉及び簡易焼却炉は平成9年10月から市公共施設での使用を中止しています。 ②条例に基づく指導 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成12年12月20日施行)に基づきダイオキシン類対策、廃棄物の発生抑制、ごみの分別、リサイクルの徹底などを指導しています。 ③特定施設の監視指導 事業所のダイオキシン類の自主測定の実施及び測定結果についての報告を指導しています。 ・処理方法、排水系統などについての適正管理を確認 ・事業所立入調査の実施 ・措置法に基づく事業所での自主測定の実施及び市への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○市のごみ処理センターにおけるダイオキシン類削減対策工事の実施 ○ダイオキシン類排出実態調査 市内4処理センターの排ガス、飛灰、焼却灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を継続して調査しています。 ○公表及び啓発 ①環境調査結果の公表 インターネットのホームページ、環境情報、市政だより等により公表しています。 ②自主測定結果の公表 事業所での自主測定結果について、市に報告のあった内容を閲覧簿及びインターネットのホームページにより公表しています。 ○パンフレットの改訂・配布 平成13年6月にパンフレットを改訂し、市民・事業者には配布するとともに、インターネットのホームページに掲載しています。
横須賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気調査 5地点 (年4回測定) ○水質調査 海域5地点、 河川3地点、 地下水5地点 (河川は年4回、 他は年1回測定) ○底質調査 海域5地点、 河川3地点 (年1回測定) ○土壌調査 市内公園10地点 (年1回測定) 	<ul style="list-style-type: none"> ①特定施設に対する指導 関係法令に基づきダイオキシン類削減対策等の指導をするとともに、次のような調査を実施しています。 ・小型焼却炉3基の排ガス、燃え殻、ばいじんのダイオキシン類の測定 ・下水道終末処理施設の排水中のダイオキシン類の測定 ・産業廃棄物焼却施設の排ガス、燃え殻、ばいじんのダイオキシン類の測定 ②産業廃棄物最終処分場に対する指導 関係法令に基づきダイオキシン類削減対策等の指導をするとともに、次のような調査を実施しています。 ・放流水のダイオキシン類測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○市のごみ焼却工場の対策 ①ダイオキシン類削減対策工事実施 ②ダイオキシン類排出実態調査 南処理工場の排ガス、飛灰、焼却灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を継続して行います。 ○最終処分場のダイオキシン類測定 既に埋立を終了した市所有の最終処分場について浸出水、放流水、地下水のダイオキシン類の測定を行います。 ○小動物焼却炉ダイオキシン類測定 市所有の小動物焼却炉について排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類の測定を行います。 ○公表 調査結果は市インターネットのホームページ等にて公表します。